

第 3 6 号議案

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

豊川市公共用物の管理に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 7 条関係）				別表第 1（第 7 条関係）			
使用の 種 類	区分	単位	使用料	使用の 種 類	区分	単位	使用料
電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>990円</u>	電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>950円</u>
	第 2 種電柱		(略)	第 2 種電柱	(略)		
	第 3 種電柱		(略)	第 3 種電柱	(略)		
	第 1 種電話 柱		<u>880円</u>	第 1 種電話 柱	<u>850円</u>		
	第 2 種電話 柱		(略)	第 2 種電話 柱	(略)		
	第 3 種電話 柱		(略)	第 3 種電話 柱	(略)		
	その他の柱 類		<u>88円</u>	その他の柱 類	<u>85円</u>		
	(略)			(略)			
	路上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>860円</u>	路上に設け る変圧器	1 個に つき 1 年	<u>830円</u>	
地下に設け る変圧器	使用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>530円</u>	地下に設け る変圧器	使用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>510円</u>		

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,800円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱		<u>740円</u>		郵便差出箱		<u>720円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>		その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
	水管、下水道管、ガスパ等の物件	長さ1メートルにつき1年	<u>37円</u>		水管、下水道管、ガスパ等の物件	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>
	外径が0.07メートル未満のもの		<u>53円</u>		外径が0.07メートル未満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>79円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>77円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>110円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>160円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>150円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>210円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>200円</u>
	外径が0.3メ				外径が0.3メ		

		メートル以上 0.4メートル 未満のもの				メートル以上 0.4メートル 未満のもの			
		外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの			<u>370円</u>	外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの			<u>360円</u>
		外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの			<u>530円</u>	外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの			<u>510円</u>
		外径が1メ ートル以上 のもの			<u>1,100円</u>	外径が1メ ートル以上 のもの			<u>1,000円</u>
通路等 の施設	上空に設け る通路		使用面 積1平 方メー トルに つき1 年		<u>1,100円</u>	上空に設け る通路		使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,200円</u>
	地下に設け る通路				<u>660円</u>	地下に設け る通路			<u>710円</u>
	その他のも の				<u>1,800円</u>	その他のも の			<u>1,700円</u>
露店等 の施設	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの		使用面 積1平 方メー トルに つき1 日		<u>22円</u>	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの		使用面 積1平 方メー トルに つき1 日	<u>24円</u>
	その他のも の		使用面 積1平 方メー トルに つき1 月		<u>220円</u>	その他のも の		使用面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>240円</u>
看板等 の物件	看板 (アー チであ るもの を除く 。)	一時 的に 設け るも の	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月		<u>220円</u>	看板 (アー チであ るもの を除く 。)	一時 的に 設け るも の	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>240円</u>
		その 他の もの	表示面 積1平 方メー		<u>2,200円</u>		その 他の もの	表示面 積1平 方メー	<u>2,400円</u>

		トルに つき1 年	
(略)			
旗ざ お	祭礼 、縁 日等 に際 し、 一時 的に 設け るも の	1本に つき1 日	<u>22円</u>
	その 他の もの	1本に つき1 月	<u>220円</u>
アー チ	車道 を横 断す るも の	1基に つき1 月	<u>2,200円</u>
	その 他の もの		<u>1,100円</u>
太陽光発電設備及び 風力発電設備		使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,800円</u>
津波からの一時的な 避難場所としての機 能を有する堅固な施 設		Aに <u>0.031</u> を 乗じて 得た額	
工事用施設及び工事 用材料		使用面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>220円</u>
(略)			
備考 (略)			

		トルに つき1 年	
(略)			
旗ざ お	祭礼 、縁 日等 に際 し、 一時 的に 設け るも の	1本に つき1 日	<u>24円</u>
	その 他の もの	1本に つき1 月	<u>240円</u>
アー チ	車道 を横 断す るも の	1基に つき1 月	<u>2,400円</u>
	その 他の もの		<u>1,200円</u>
太陽光発電設備及び 風力発電設備		使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,700円</u>
津波からの一時的な 避難場所としての機 能を有する堅固な施 設		Aに <u>0.033</u> を 乗じて 得た額	
工事用施設及び工事 用材料		使用面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>240円</u>
(略)			
備考 (略)			

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公共用物の使用に係る使用料の適正化を図る必要があるからである。